

Q & A

(災害補償課)

Q

障害等級の協議に係る公務外等文書料について

障害等級に関する協議を行うにあたり、「障害の程度に関する証明書」文書料及び画像CD等作成料が発生した。仮に、協議結果が障害等級に該当しないとなったとき、これら文書料及び作成料はどうなりますか。

A

障害等級に関する協議において公務外等文書料で支払うのは、協議結果が障害等級に該当せず、当該協議において医師の診断書若しくは意見書又は医学的資料(画像CD等)の提出があり、それらに経費が発生した場合に限ります。この「医師の診断書若しくは意見書」については、その文言のとおり診断書・意見書を示すのであって、「障害の程度に関する証明書」や画像CD等は含まれません。つまり、この「医師の診断書若しくは意見書」とは、「障害の程度に関する証明書」とは別に提出された文書を想定しているものです。

しかし、協議結果が障害等級に該当しないとなったとき、「医師の診断書若しくは意見書」に係る経費は公務外等文書料(1通につき5,000円が限度)として支払うにもかかわらず、「障害の程度に関する証明書」文書料は支払わないのでは不均衡が生じてしまいます。したがって、質問の場合の「障害の程度に関する証明書」文書料は、障害等級に該当するしないにかかわらず、療養補償として支払うこととなります。

次に、画像CD等に係る経費については、公務上外の協議のときもそうですが、障害等級に該当する場合は療養補償として支払い、該当しない場合は公務外等文書料(1医療機関につき30,000円が限度)として支払うこととなります。